

令和7年度山形県施設園芸用燃油価格高騰対策支援事業費補助金交付要綱

（目的及び交付）

第1条 知事は、燃油価格の高騰が施設園芸農業者の経営に及ぼす影響を緩和し、施設園芸農業者の経営の安定を図るため、令和7年1月から同年6月までにおける燃油価格の高騰分について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で施設園芸農業者に対し補助金を交付する。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 燃油 施設園芸の用に供するA重油又は灯油をいう。
- (2) 農業者 経営耕地面積が30アール以上又は1年間の農産物販売金額が50万円以上の農業者をいう。
- (3) 農業法人 農事組合法人、株式会社又は持分会社（会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社をいう。）であって、農業を営むものをいう。
- (4) 農業者の組織する団体 3戸以上の農業者により組織される団体のうち、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのあるものをいう。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる施設園芸農業者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす農業者、農業法人又は農業者の組織する団体とする。

- (1) 県内で野菜、果樹又は花きの施設園芸を営む者であること。
- (2) 燃油使用量を削減するエネルギー取組計画を作成し、当該計画により省エネルギーへの取組を行う者であること。

（補助単価及び補助金の額）

第4条 補助金の単価（以下「補助単価」という。）は、令和7年1月から同年6月までの各月ごとに、農林水産省が公表する当該月の燃油1リットル当たりの全国平均価格から、A重油にあつては88.9円、灯油にあつては94.2円を差し引いた額（その額が35.0円を超えるときは、35.0円）とする。

- 2 補助金の額は、補助事業者ごと（補助事業者が農業者の組織する団体である場合は、当該団体の構成員である農業者ごと）に、補助単価に当該月の燃油の購入数量（単位は、リットルとし、単位未満の端数があるときは、これを切り捨てた数量）を乗じて得た額の2分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）の合計額とする。

（交付の申請）

第5条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、令和7年1月から3月分の申請書は令和7年6月30日、令和7年4月から6月分の申請

書は令和7年9月30日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 事業実績書（様式第1号）

(2) 省エネルギー取組計画書（様式第2号）

ただし、令和6年度山形県施設園芸用燃油高騰対策支援事業費補助金及び令和6年度第2回山形県施設園芸用燃油高騰対策支援事業費補助金の交付を受けるために既に提出済みの者については不要

(3) 補助事業者が農業者又は農業者の組織する団体である場合は、当該農業者又は当該団体の構成員である農業者の営農の事実を確認できる書類（出荷伝票等）。ただし、これらの農業者が次のいずれかに該当するときは、その添付を省略することができる。

イ 令和6年度山形県施設園芸用燃油高騰対策支援事業費補助金又は令和6年度第2回山形県施設園芸用燃油高騰対策支援事業費補助金の交付を受けた者であるとき。

ロ 各総合支庁の農業振興課若しくは農業技術普及課又は各市町村の農林担当課において営農事実を確認している者であるとき。

(4) その他知事が必要と認める書類

2 前項の補助金交付申請書の提出をもって、規則第14条の規定による補助事業実績報告書の提出に代えるものとする。

3 補助事業者は、補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、補助金交付申請書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（様式第3号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（交付の決定）

第6条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払）

第7条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

（帳簿の備付等）

第8条 補助事業者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和8年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年5月7日から施行する。